

# J A M 政策NEWS

2020年4月1日 第2020-10号

【発行】J A M

【発行責任者】中井寛哉

【編集】総合政策グループ

TEL 03-5860-6150

E-Mail : [seisaku@jam-union.jp](mailto:seisaku@jam-union.jp)

※アドレスが変わりました。

## COVID-19関連の助成金・小学校休業等対応助成金など 休暇取得の期間が延長されます

厚生労働省では、創設した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえなくなった保護者を支援するため助成金の対象となる休暇取得の期限（2020年2月27日から3月31日まで）を、2020年4月1日から6月30日までに延期する

予定であることが発表されました。対象となる制度は以下の2点です。

雇用調整助成金の特例措置拡大など、雇用維持への支援策が予定されていますが、詳細はいずれも発表されておきませんので、発表され次第お知らせします。

### 【期間延長予定の助成金・支援金制度】

1. 正規雇用・非正規雇用を問わない助成金制度  
（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金）
2. 個人で業務委託契約等で仕事をされている方向けの支援金制度  
（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等支援金）

【期間延長予定の制度の概要】 ※厚生労働省HP: [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10605.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10605.html)

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金（令和2年4月以降）

別紙

新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に対する助成金を支給するもの。  
また、同様の理由で委託を受けて個人で仕事をする方が、契約した仕事ができなくなった場合にも支援をする。

#### ●支給対象者

- ・子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた事業主
- ・子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、委託を受けて個人で仕事をする者

#### ●対象となる子ども

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等（※）に通う子ども  
※ 小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等
- ② i) ~ iii) のいずれかに該当し、小学校等を休むことが必要な子ども  
i) 新型コロナウイルスに感染した子ども ii) 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども  
iii) 医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

#### ●支給額

- ・労働者を雇用する事業主の方：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10 ※ 1日当たり8,330円を支給上限
- ・委託を受けて個人で仕事をする方：就業できなかった日について、1日当たり4,100円（定額）

#### ●適用日：令和2年4月1日～6月30日の間に取得した休暇

※雇用保険被保険者に対しては、労働保険特別会計から支給、それ以外は一般会計から支給